主たる事務所の所在地		年　月　日	更新・変更	年　月　日	更新・変更			
		年　月　日	更新・変更	年　月　日	更新・変更			
登録の区分								
農産物の種類								
検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏　名	住　所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
備　考								

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

別記様式第十九号を別記様式第二十号とし、別記様式第十八号の次に次の様式を加える。

別記様式第十九号（第十四条関係）

表

証明書番号

農産物検査員証

登録検査機関の名称

氏　　名

検査を行う区域

農産物の種類

上記の者は、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第４項の規定に基づき農産物検査員として農林水産大臣の登録台帳に記帳された農産物検査員であることを証明する。

発行年月日

農林水産大臣　印

裏

農産物検査法抜粋

（農産物検査の義務等）

第20条　登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。

２　農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。

（改善命令）

第23条　農林水産大臣は、登録検査機関が第20条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第13条第１項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

留意事項

①　農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載されている。

②　記載されている農産物以外の農産物の農産物検査を行った場合は、農産物検査法第23条に基づく改善命令を発することがある。

備考　用紙の大きさは、縦55㎜、横91㎜とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第六条ノ二、第六条ノ四第一項、第二十九条ノ四第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第二号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の四の二の見出しを「（防音措置等）」に改め、同条中「国際航海に従事する」を削り、「の船員室等及び船橋」を「（平水区域を航行区域とする船舶並びに船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）」に、「適当な」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　騒音レベル（管海官庁が適当と認める方法により得られた値）が船内の場所ごとに告示で定める値を超えないようにすること。

二　居住区域内の隔壁及び甲板は、その遮音性能について告示で定める要件に適合するものを用いること。

第百十五条の四の二に次の一項を加える。

２　前項に掲げるもののほか、同項の船舶には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　著しい騒音から船員を保護するための告示で定める設備及び備品を備えること。

二　船内の騒音の状況について記載した騒音調査報告書を作成し、これを船内に備え置くこと。

第百十五条の二十四第二項中「航行区域とする」の下に「総トン数一、六〇〇トン未満の」を加える。